

大阪市北区役所福祉課臨時の任用職員採用募集要項

1 採用人数

1名

2 業務内容

福祉課に勤務し、次の業務を行っていただきます。

- (1) 障がい者福祉に関する業務、事務
- (2) 高齢者福祉に関する業務、事務
- (3) その他、福祉課に関連する業務

(窓口対応・電話対応・パソコン入力業務なども含みます。)

3 勤務場所

福祉課（北区役所3階）

4 給与・勤務条件等

- (1) 雇用期間 令和8年4月1日（水曜日）～令和8年9月30日（水曜日）

注 状況に応じて、任用期間を最大6か月延長する場合があります。

- (2) 勤務時間 午前9時から午後5時30分まで（休憩時間45分）

※金曜日の窓口延長時に午前10時30分から午後7時まで（休憩時間45分）となる場合があります。

※必要に応じて、時間外勤務に従事していただきます。

- (3) 休日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

- (4) 有給休暇 10日

注 任用期間が更新された場合は、その期間に応じた日数を追加付与します。

- (5) 給与 月額238,496円（地域手当（給料月額の16%）を含む）

注1 前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

注2 給料月額については本務職員同様減額措置の対象となる場合があります。

注3 その他、各種手当（扶養手当・住居手当・通勤手当・超過勤務手当等）があります。

- (6) 交通費 支給あり

※定期券額を支給します。ただし、定期券と比較して安価な料金で通勤できる場合は別途支給額を算出のうえ支給します。

- (7) 支払日 月末締め、本人名義の口座に当月17日（1月は18日）に振り込みます。（ただし、支給日が休日の場合はこの限りではありません。）

(8) 社会保険等 大阪市職員共済組合に加入

(9) 期末勤勉手当・退職手当 本市職員基準により支給

5 任用資格

次の各号いずれにも該当する者

(1) 社会福祉主事任用資格を有する者（採用予定日までに取得見込みの方を含む）

社会福祉主事の任用資格を有するには、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当することを要します。

- （ア） 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目のうち、大学（短期大学を含む）において、3科目以上履修し、卒業した者
- （イ） 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- （ウ） 社会福祉士又は精神保健福祉士

(2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

(3) 日本国籍を有する者、または任用予定日までに法令により日本での永住が認められる見込みの者

【地方公務員法（抜粋）】

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 募集期間・応募方法等

次の書類を送付又は持参してください。

(1) 提出書類等

ア. 臨時的任用職員採用申込書 1通

過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

採用申込書は本市所定の様式に限ります。

イ. 申し立て書 1通

申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

ウ. 採用結果通知書送付用定型封筒（長形3号） 1通

「試験結果通知」を返送しますので、必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。切手がない場合は発送しません。

エ. 任用資格証明書類 1通

本募集要項 5 任用資格に定める資格を証明する書類（写し可）

※合格者については合格決定後、原本の確認をお願いすることがあります。

（2）提出方法

ア. 持参による申込みの場合

北区役所福祉課（3階33番窓口）に令和8年1月23日（金曜日）までの午前9時から午後5時30分まで（休日を除く）にお持ちください。

イ. 郵便による申込みの場合

令和8年1月23日（金曜日）までに次のあて先へ必着のこと

「臨時の任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

〒530-8401 大阪市北区扇町2-1-27

北区役所 福祉課

7 選考方法等

（1）筆記（論文）試験

（2）口述（面接）試験 応募者多数の場合は、集団面接となる場合があります。

8 選考日時及び選考会場

（1）日 時 令和8年1月28日（水曜日）午前9時30分から（午前9時20分集合）

（2）集合場所 北区役所4階402・403会議室

（3）面接会場 北区役所4階405会議室

※受験案内は送付いたしませんので、上記の日時・場所にお越しください。また、筆記試験終了後に口述試験を行います。

9 合否の通知及び採用まで

（1）選考結果については、選考後、速やかに受験者全員にお知らせします。

（2）合格者は「採用候補者名簿」に試験結果の成績順で登録し、上位者より採用内定とします。なお、採用決定（任用）するにあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、当該名簿の登録期間は、名簿登録後から令和8年9月30日（水曜日）までとなります。

（3）合格後、あるいは「採用候補者登録名簿」に登録後、受験資格がないことあるいは申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格及び登録を取り消します。

10 その他

（1）この募集において収集した個人情報は、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。また、提出書類は一切返却しませんのでご了承ください。

（2）採用決定者について、受験資格がないことあるいは申込みの内容に虚偽が認められた場合は、採用を取り消すことがあります。

（3）過去に本市における勤務経験がある方は、その時期・期間等により前述の勤務条件（社会保険等）に変更の生じる場合があります。

11 お問い合わせ・お申込み先

下記お問い合わせ先までお願いします。

北区役所福祉課

電話 06-6313-9857 (担当者：福田・太田)

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申し込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと